

**鳥取県告示第 58 号**

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和 26 年政令第 142 号）第 2 条の 5 第 2 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県米子保健所長 藤 井 秀 樹

名称	所在地	辞退年月日
後藤内科医院	米子市両三柳 4518-3	平成 19 年 1 月 5 日
池田薬局	米子市博労町二丁目 132-1	平成 19 年 1 月 12 日
藤井薬局	米子市淀江町淀江 822	〃